

市民と福祉をむすぶ

かけはし 10月

第148号
2016

編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
平成28年10月14日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

高齢者と親子の交流ふれあい事業

赤ちゃん先生がやってきた！

▶11ヶ月から3歳までの「赤ちゃん先生」7人が高齢者と交流。
みんなが笑顔になりました（9月16日、関宮ふれあいの郷）



◀「シール貼り」遊び。
おばあちゃんの服に
ペタッ



▶「大きな栗の木の下で」
をみんなで歌いました

9月16日、NPO法人ママの働き方応援隊但馬校の親子6組が、「赤ちゃん先生」としていきいきサロン関宮の参加者と交流しました。

この交流事業は、赤ちゃんとのふれあいを通じて高齢者の介護予防や認知症の予防を図るとともに、子育て中の母親の社会参加を促進することで子育ての楽しさを実感できる環境づくりを目指すものです。参加者は赤ちゃんの手を握ったり抱き上げたりして、手遊び歌やシール貼り、ふれあい遊びなどをして楽しみました。

藤原せつ子さん（丹戸）は「赤ちゃんがかわいくとても楽しかったです。高齢者とふれあうことで健康に成長していつてもらえたいですね」、また、但馬校代表の松田佳苗さんは「みなさんに子どもたちを温かく見守っていただき私たちも嬉しかったです」と話していました。

八鹿

養父

養父市社会福祉協議会は、6つの介護保険事業と障害者相談支援事業を行っています。高齢者や障がいのある方が、その人らしく生活できるような地域の皆様と共に支援していきます。

●訪問介護事業所
八鹿・養父エリア

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
TEL：079-662-0666 FAX：079-662-0667



利用者の方一人ひとりの願う生き方を大切に、希望する生活の実現をめざします。ご自身の生活への意欲が高まるようお手伝いをします。「やっぱり我が家はええなあ〜」の声を力に、毎日養父市全域を訪問しています。

ヘルパーは、高齢者の方だけでなく障がいをもった方々へもサービスを行っています。

●訪問介護事業所
関宮エリア

〒667-1105
養父市関宮193
TEL：079-667-3248
FAX：079-667-3351



●訪問介護事業所
大屋エリア

〒667-0315
養父市大屋町加保678-1
TEL：079-669-1598
FAX：079-669-0093



●居宅介護支援事業所

〒667-0022
養父市八鹿町下網場320
TEL：079-662-0666
FAX：079-662-0667

介護の認定を受けられた方が、さまざまなサービスを利用して自立した生活が送れるように、行政、医療機関、サービス事業者など関係機関と連絡調整を行い、ご本人・ご家族様の想いに寄り添いながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。そしてサービスだけでなく、何より地域とのつながりを大切にしています。どうぞ、お気軽にご相談ください。



利用者の方の身体の状況や自宅の環境にあった用具を選び、取り付けを行うなど、在宅での自立した生活を支援します。

●障害者相談支援事業所

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
TEL：079-662-0666 FAX：079-662-0667



障がいのある方やそのご家族から、生活やサービス利用に関する事等さまざまな相談をお受けします。

また、障がいを持つ方が地域の中で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携して誰もが共に生きる支援体制を作っていきます。



介護福祉課から こんにちは 特別編 7つの事業所のご案内 関宮

大屋

●関宮通所介護事業所

〒667-1105 養父市関宮193
TEL : 079-667-3248
FAX : 079-667-3351



住み慣れた地域、我が家で、利用者の方一人ひとりが望む暮らし、自立した生活が続けられるよう、さまざまな季節の行事やレクリエーションを企画して心と身体の健康維持をめざしています。



●デイサービスセンター「ふれあい」

〒667-0311 養父市大屋町大屋市場948
TEL : 079-669-2013
FAX : 079-669-2020

事業所ではクラブ活動に力をいれています。

生花・習字・カラオケ・絵手紙・クラフト（手作りの手芸品）などのクラブがあり、発足して2年目です。利用者の方は自分のことに挑戦しています。どのクラブ活動もボランティア講師の方に指導していただいています。



●訪問入浴サービス事業所

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
TEL : 079-662-0666
FAX : 079-662-0667



新しく小型の入浴車を導入しました。浴槽は広く、ゆったりと入浴を楽しんでいただけます。

「自宅でゆっくりお風呂に入りたいなあ」「出かけるのは負担だな」という利用者の方に対して「やっぱりお風呂は最高!」と言われるサービスを提供しています。



●福祉用具貸与事業所

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
TEL : 079-662-0160
FAX : 079-662-0161



今月の 支部だより

八鹿支部



▶買物終了後は、併設するふれあい喫茶でほっと一息(10月24日、伊佐ふれあい倶楽部)

買物支援とふれあい交流 伊佐校区自治協議会「ふれあい土曜朝市」

伊佐ふれあい倶楽部前の広場で月1回行われている「ふれあい土曜朝市」が人気を集めています。

これは、食品などを扱う小売店が無い伊佐地区で「野菜などの買物に困る」との高齢者の声を受け、同地区の自治協議会が開設したもので、毎月末の土曜日、朝9時半から11時まで開店しています。

久々の青空が広がった9月24日の朝、続々と住民が集まり、開店前には行列ができる盛況ぶり。「まあさつまいもが出てるわ」「葉物も、今高いのよ」と声を弾ませながら、ナスやかぼちゃ、ピーマンなどのほか、収穫したばかりの新米やさつまいも、栗やむかごなど季節を感じる採れたて野菜を次々とカゴに入れていく姿が見られました。遠くの区から車に乗り合わせて来る人や、子ども連れの若い母親も来るなど、一時間ほどで商



▲地元農家が出品する新鮮野菜が市価の6~7割の値段段で!

品はあっという間に完売しました。

「ふれあい喫茶」も朝市にあわせて開店。もともと火曜、金曜の週2回だった喫茶を、朝市に合わせて土曜日にも実施したところ、多くの方が立ち寄るようになり大繁盛。

買物のあと、コーヒーをのんで休んでいた加藤慶子さん(伊佐)は、「時季のもの、地のものが安く買えて助かります。何より、みんなと会って話すのが楽しみです」自治協議会の辻垣義行会長は、「出品する地元農家も生産意欲が高まっています。この機会に遊休農地が減れば、なおい」と話していました。

祝 ご長寿

おめでとうございます

養父市社会福祉協議会では、9月の高齢者保健福祉月間に長寿お祝い訪問を実施しています。

9月26日、27日、28日に、社協会長と民生委員・児童委員が満100歳になられた方々、市内最高齢夫婦、合計が185歳以上に達したご夫婦のお宅や施設を訪問し、長寿を祝福しました。



▶お元気に話をされる熊原勉さん(里恵さん夫婦)(9月27日)

平成28年度 長寿お祝いを受けたみなさん

- 満年齢100歳の方
 - ・池田きく彥(門前)
 - ・竹田 禮子(宮本)
 - ・清水 次子(浅間)
 - ・松田理之助(中八木)
 - ・上村 節子(宮本)
 - ・古井しげの(建屋)
 - ・西谷 與市(別宮)
 - ・石田 ゆり(伊佐)
 - ・片芝 うめ(鶏縄)
 - ・山田 とき(下網場)
- 市内最高齢夫婦
 - ・熊原 勉・里恵(中瀬)
- 合計年齢が185歳に達した夫婦
 - ・竹内 昇・たまの(十二所一)
 - ・中永 春雄・峰子(餅耕地)
 - ・高瀬 忠雄・さと(建屋)
 - ・余根田木一・くに彥(米里)
 - ・林 利夫・文榮(町)

※本記事は、ご本人及びご家族の承諾を得て掲載しています。

(基準日/平成28年9月15日)

読者の声

私もひなん訓練に参加しました。本当にさい害が起きたら“ここにひなんするんだよ!!”とお母さんとかくにんしました。起こってほしくないさい害だけど、この前学校で習った「そなえあればうれいなし!!」を頭において生活したいと思います。(八鹿地域 女性 9歳)

今月の かけはしさん

私たち「ごちそうの会」は、毎年大勢のボランティアさんと地域の皆さまの協力を頂いて、「ごちそう祭り」と、年5回おおや市を開催しています。

安心安全の有機の野菜やお米で料理を提供したり、販売することで地産地消を目指し、また我が家で採れた食材でもてなす「ごちそう」を考えたりしています。

皆さまとのコミュニケーションの場としても楽しく、次の世代の子どもたちに残せる地域の宝物を探しつつ、これからも活動を続けていきたいと思えます。



鎌田 弘美さん(夏梅)
(おおやごちそうの会 代表)

- ▼**香典返し**
 - 今井 西村 茂 20,000円
 - 能座 尾崎 訓之 50,000円
 - 建屋 高階 雅博 30,000円
 - 上薮崎 辻本 哲 50,000円
 - 広谷三 羽瀨 雅子 50,000円
 - 大薮 平山 久伸 30,000円
 - 和田 松田 理明 70,000円
 - 明延 正垣須磨子 50,000円
- ▼**忌明志**
 - 大屋市場 故山田 宮子 30,000円
- ▼**善意の寄附**
 - 中村 宮本マサ子 金一封
 - 匿名 9,083円
 - 匿名 5,000円
- ▼**チャリティー歌謡フェスティバル収益金**
 - 絆歌謡愛好会 30,000円
- ▼**物品の寄附**
 - 天子 紙おむつ 小林 秀敏
 - 門前 紙おむつ 河本 豊

善意銀行だより

平成28年8月16日〜平成28年9月15日(敬称略)

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります

- 餅耕地 松下修一郎
- かぼちゃ 荒木 恒雄
- 中央 米、かぼちゃ 上垣 巖
- 中間 かぼちゃ、芋づる、ピーマン、ミニトマトほか 水田 夏子
- 大屋市場 タオル 鎌田 肇
- 夏梅 花ナス 中尾 悦良

子育てサロン・放課後プレパークの案内

- 子育てサロンそよ風**
 - 日時 10月24日・31日(月)
 - 11月7日・14日(月)
 - 場所 ふれあいいきいき サロンそよ風
- 子育てサロン伊佐**
 - 日時 11月7日(月)
 - 10:00〜11:30
 - 場所 伊佐ふれあい倶楽部
- 子育てサロン高柳**
 - 日時 11月16日(水)
 - 10:00〜11:30
 - 場所 高柳ふれあい倶楽部
- 子育てサロン関宮**
 - 日時 11月28日(月)
 - 10:00〜12:00
 - 場所 関宮ふれあいの郷
- 子育てサロンすくすく**
 - 日時 11月8日(火)
 - 10:00〜11:30
 - 場所 三宅団地集会所
- 大屋放課後プレパーク**
 - 日時 11月7日・28日(月)
 - 14:30〜16:00
 - 場所 大屋小学校
- 関宮放課後プレパーク**
 - 日時 11月18日・25日(金)
 - 14:30〜16:30
 - 場所 健康増進施設軒下

図書カードが当たる!

BOOKMANIA

□にあてはまる漢字3文字を答え、
ことばを完成させましょう。
ヒント いろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する制度といえます

山 親 服 支

■**応募方法** はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」を1覧にしたご意見・ご感想をお書き添えの上、「応募ください」。
正解者の中から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。

■**応募先** 〒667-0002 養父市八鹿町下網場320 「福祉の社」内
養父市社会福祉協議会
FAX 662-10161

★前回の答えは

『災害避難訓練』でした

- 羽瀨 那菜さん(高柳上)
- 長島 久子さん(門前)
- 西谷 咲音さん(宮垣)
- 駒原 芳文さん(関宮)
- 上田 則夫さん(出合)

以上5名の方が当選されました。
おめでとうございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 10月28日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 11月4日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 11月11日(金) 社協養父支部
- ◆ 11月18日(金) 大屋保健センター

弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成28年11月16日(水)
- 場 所 関宮ふれあいの郷
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

教えて弁護士さーん!



第93回「葬儀費用の支払い」のはなし

Q 先日、私の父が亡くなりました。私は、これまで父と同居して父の身の回りの世話をし、財産の管理もしていました。葬儀については、私が喪主で執り行うこととなり、内容や費用については、父のことを一番知っているのは私だと思い、私の兄弟に相談することなく私が決めました。そして、費用については父が残した遺産から支払うことにしました。

しかし、私の妹から、葬儀の内容や費用について何も聞かされていないのに、当然に相続財産から葬儀費用を支払うのはおかしい、と言われました。私としては、父の葬儀なので父の遺産から支払うのが当然だと思うのですが、間違っているのでしょうか。

A 確かに、亡くなった方の葬儀費用については、亡くなった方が残した財産から支払うべきと考えられると思います。

しかし、法律上では、当然には遺産から支払うことにはならないのです。

なぜなら、実際に葬儀を執り行うのは喪主であり、葬儀の内容は喪主の意向で決められる場合があり、喪主の意向だけで決めた葬儀内容や費用を当然に遺産か



羽瀨 悠晴ちゃん 1歳8カ月
(天子・男の子)

うちげえの

宝

お父さんの裕之さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

澄み切った青空のような、広くて大きな優しい心を持った人に育ててほしいと願いを込めて名付けました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

絵本を読むことがとても好きです。お気に入りの絵本を選んで、膝の上に座ってきて熱心に読んでいます。

◆ご両親から一言メッセージ

日々成長する姿を見るのが楽しみで、そのかわいい笑顔に元気と幸せをもらっているよ。ありがとう!!

ら支払うことができるとすると、他の相続人に不利益が生じる場合があるからです。

ですから、法律上は、原則として葬儀費用については喪主が支払うべきとされています。

ただ、事前に相続人の間で話し合い、葬儀の内容や費用について合意ができており、さらに遺産から費用を支払うことにも合意ができていれば、遺産から支払うことも可能になります。

たとえ兄弟だから、とか父のことは自分が一番知っているから、などの理由で自分だけで葬儀内容や費用を決めるのではなく、事前に相続人で話し合いをして合意を得ておくことが重要です。

しかし、相続人の間で意見がまとまらないことも考えられます。このようなことが予め想定される場合の解決方法としては、遺言を作成し、その中で葬儀費用は遺産から支出すること、葬儀の内容などについても記載しておくことで、相続人に対し、自らの意向を示しておくことが可能になります。

以前から子ども達兄弟の仲が悪いとか、宗教が異なっているなど、葬儀費用について争いが起きそうだと分かっているならば、この点について記載した遺言を作成しておくべきです。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太

